

提案理由説明書

令和6年第2回美浦村議会定例会

議 案 目 次

報告第 1 号	継続費繰越計算書について (令和 5 年度美浦村一般会計)
報告第 2 号	繰越明許費繰越計算書について (令和 5 年度美浦村一般会計)
報告第 3 号	繰越計算書について (令和 5 年度美浦村水道事業会計)
報告第 4 号	繰越計算書について (令和 5 年度美浦村下水道事業会計)
報告第 5 号	繰越計算書について (令和 5 年度美浦村電気事業会計)
選挙第 1 号	美浦村選挙管理委員会委員の選挙について
議案第 1 号	専決処分の承認を求めることについて (美浦村税条例の一部を改正する条例)
議案第 2 号	専決処分の承認を求めることについて (美浦村国民健康保険税条例の一部を改正する条例)
議案第 3 号	専決処分の承認を求めることについて (美浦村指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例)
議案第 4 号	専決処分の承認を求めることについて (美浦村指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例)
議案第 5 号	専決処分の承認を求めることについて (美浦村指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例)
議案第 6 号	専決処分の承認を求めることについて (美浦村指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例)
議案第 7 号	専決処分の承認を求めることについて (令和 5 年度美浦村一般会計補正予算 (第 9 号))
議案第 8 号	美浦村農業委員会委員の任命について

議案第 9 号	美浦村農業委員会委員の任命について
議案第 10 号	美浦村農業委員会委員の任命について
議案第 11 号	美浦村農業委員会委員の任命について
議案第 12 号	美浦村農業委員会委員の任命について
議案第 13 号	美浦村農業委員会委員の任命について
議案第 14 号	美浦村農業委員会委員の任命について
議案第 15 号	美浦村農業委員会委員の任命について
議案第 16 号	茨城県後期高齢者医療広域連合規約の一部変更に関する協議について
議案第 17 号	美浦村特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
議案第 18 号	美浦村税条例の一部を改正する条例
議案第 19 号	美浦村家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
議案第 20 号	公の施設の指定管理者の指定について（大山マリーナ）
議案第 21 号	令和 6 年度美浦村一般会計補正予算（第 1 号）
議案第 22 号	令和 6 年度美浦村国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）
議案第 23 号	令和 6 年度美浦村介護保険特別会計補正予算（第 1 号）
議案第 24 号	令和 6 年度美浦村後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）
議案第 25 号	令和 6 年度美浦村水道事業会計補正予算（第 1 号）
議案第 26 号	令和 6 年度美浦村下水道事業会計補正予算（第 1 号）

報告第 1 号 継続費繰越計算書について（令和 5 年度美浦村一般会計）

（議案書 4・5 ページ）

報告第 1 号 令和 5 年度美浦村一般会計継続費繰越計算書につきまして、ご説明申し上げます。

議案書の 4 ページをお開きください。

令和 5 年の第 1 回美浦村議会定例会において、令和 5 年度美浦村一般会計予算により設定を行いました継続費につきまして、繰越額及び財源が確定しましたので、報告するものでございます。

次ページをお開きください。

教育費の小学校費では、美浦村統合小学校建設事業として、設定額 1 4 億

6, 7 9 2 万円のうち、支出済額を除いた残額 1 億 3, 4 8 0 万 8 千円を繰越しております。

この財源につきましては、全額が一般財源となっております。

以上、令和 5 年度美浦村一般会計継続費繰越計算書につきましてご説明申し上げます。

報告第 2 号 繰越明許費繰越計算書について（令和 5 年度美浦村一般会計）

（議案書 6・7 ページ）

報告第 2 号 令和 5 年度美浦村一般会計繰越明許費繰越計算書につきまして、ご説明申し上げます。

議案書の 6 ページをお開きください。

令和 5 年度美浦村一般会計予算により設定を行いました繰越明許費につきまして、繰越額、及びその財源が確定しましたので、報告するものでございます。

次ページをお開きください。

初めに、総務費の総務管理費では、公用車管理費として、設定額と同額 6 9 9 万 8 千円を繰り越しております。

この財源につきましては、全額が一般財源となっております。

次の戸籍住民基本台帳費では、戸籍事務費として、設定額と同額 4 2 9 万円を繰り越しております。

この財源につきましては、全額が国庫支出金となっております。

同じく、住民基本台帳事務費として、設定額と同額 4 6 万 2 千円を繰り越しております。

この財源につきましても、全額が国庫支出金となっております。

次に、民生費の社会福祉費では、電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金の給付費及びその事務費として、設定額と同額の総額 6, 6 9 5 万 9 千円を繰り越しております。

この財源につきましては、給付費の 5, 2 4 7 万円は全額国庫支出金となっており、

事務費のうち767万9千円が国庫支出金、残りの681万円が一般財源となっております。

次に、衛生費の保健衛生費では、新型コロナワクチン接種事業費として、設定額と同額116万7千円を繰り越しております。

この財源につきましては、全額が国庫支出金となっております。

次の清掃費では、江戸崎地方衛生土木組合負担金（塵芥処理）として、設定額と同額6,652万1千円を繰り越しております。

この財源につきましては、村債が5,980万円、残りの672万1千円が一般財源となっております。

次に、教育費の小学校費では、美浦村統合小学校建設事業費として、設定額と同額28万6千円を繰り越しております。

この財源につきましては、全額が一般財源となっております。

次の保健体育費では、学校給食施設管理費として、設定額と同額284万9千円を繰り越しております。

この財源につきましても、全額が一般財源となっております。

以上、令和5年度美浦村一般会計繰越明許費繰越計算書につきましてご説明申し上げます。

報告第3号 繰越計算書について（令和5年度美浦村水道事業会計）

（議案書8・9ページ）

報告第3号 令和5年度美浦村水道事業会計繰越計算書につきまして、ご説明申し上げます。

議案書の9ページをお開きください。

資本的支出の建設改良費の配水施設拡張費の歳出予算の経費を、本年度に繰り越して使用することとしたため、地方公営企業法第26条第3項の規定に基づき、報告するものでございます。

以上、令和5年度美浦村水道事業会計繰越計算書につきましてご説明申し上げます。

報告第4号 繰越計算書について（令和5年度美浦村下水道事業会計）

（議案書10・11ページ）

報告第4号 令和5年度美浦村下水道事業会計繰越計算書につきまして、ご説明申し上げます。

議案書の11ページをお開きください。

資本的支出の建設改良費の管渠建設改良費、処理場建設改良費の歳出予算の経費を、それぞれ本年度に繰り越して使用することとしたため、地方公営企業法第26条第3項の規定に基づき、報告するものでございます。

以上、令和５年度美浦村下水道事業会計繰越計算書につきましてご説明申し上げます。

報告第５号 繰越計算書について（令和５年度美浦村電気事業会計）

（議案書１２・１３ページ）

報告第５号 令和５年度美浦村電気事業会計予算繰越計算書につきまして、ご説明申し上げます。

議案書の１３ページをお開きください。

令和５年の第３回美浦村議会定例会において、令和５年度美浦村電気事業会計補正予算第１号により計上いたしました、出力制御対応工事につきまして、「発電所 ID」の発行が遅延し、年度内の設置が不可能となったため次年度への繰り越しを行っておりますので、地方公営企業法第２６条第３項の規定により、報告するものでございます。

予算額５１０万１千円に対しまして、繰越額は出力制御対応工事契約額４９５万円となっております、この財源につきましては、全額が損益勘定留保資金となっております。

以上、令和５年度美浦村電気事業会計繰越計算書につきましてご説明申し上げます。

選挙第１号 美浦村選挙管理委員会委員の選挙について

（議案書１４ページ）

議長進行

議案第１号 専決処分の承認を求めることについて

（美浦村税条例の一部を改正する条例）

（議案書１５～２７ページ）

議案第１号 専決処分の承認を求めることについて、ご説明申し上げます。

議案書の１６ページをお開きください。

本案は、「令和６年度税制改正大綱」を踏まえた「地方税法等の一部を改正する法律」が、令和６年３月３０日に内閣府より公布され、４月１日から施行されていることに伴い、本村税条例等の改正が必要な項目について、地方自治法第１７９条第１項の規定に基づき専決処分により「美浦村税条例」を改正しましたので、同条第３項の規定により議会に報告し、承認を求めるものです。

今回の改正は、現下の経済情勢等を踏まえ、令和６年度分の個人住民税の特別税額控除を実施するとともに、令和６年度の評価替えに伴う土地に係る固定資産税の税負担の調整を行うほか、税負担軽減措置等の整理合理化等を行うものです。

以上、議案第１号 専決処分を行いました美浦村税条例一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

ご審議のうえ、ご承認くださいますようお願い申し上げます。

議案第 2 号 専決処分の承認を求めることについて

(美浦村国民健康保険税条例の一部を改正する条例)

(議案書 28～31 ページ)

議案第 2 号 専決処分の承認を求めることについて、ご説明申し上げます。

議案書の 29 ページをお開きください。

本案は、美浦村国民健康保険税条例の一部改正について、地方税法施行令等の一部を改正する政令が令和 6 年 3 月 30 日に公布され、4 月 1 日から施行されることに伴い、本村国民健康保険税条例に改正が生じたため、地方自治法第 179 条第 1 項の規定により 3 月 29 日に専決処分を行いましたので、同上第 3 項に基づきご報告をするとともに、ご承認をお願いするものでございます。

改正の主な内容は、国民健康保険税の賦課限度額改正と減額措置に係る軽減判定所得の基準額の見直しでございます。

以上、議案第 2 号 専決処分を行いました美浦村国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

ご審議のうえ、ご承認くださいますようお願い申し上げます。

議案第 3 号 専決処分の承認を求めることについて

(美浦村指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例)

議案第 4 号 専決処分の承認を求めることについて

(美浦村指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例)

議案第 5 号 専決処分の承認を求めることについて

(美浦村指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例)

議案第 6 号 専決処分の承認を求めることについて

(美浦村指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例)

(議案書 32～58 ページ)

議案第 3 号から議案第 6 号 専決処分の承認を求めることについてですが、改正の内容が同様のため、一括してご説明申し上げます。

議案書の 32 ページから 58 ページをご参照ください。

これら 4 つの議案につきましては、美浦村指定介護予防支援等の事業の人員及び運

営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例ほか3つの条例の改正について、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分を行いましたので、同条第3項に基づきこれをご報告し、承認をお願いするものであります。「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令(令和6年厚生労働省令第16号)」の施行に伴い、改正が生じたため、専決処分を行ったものです。

主な改正の内容でございますが、介護予防支援の円滑な実施、管理者の兼務範囲の明確化、公正中立性の確保のための取組、事業所内での書面掲示、身体的拘束等の適正化の推進、テレビ電話装置等を活用したモニタリング、ケアマネジャー1人当たりの取扱件数等の基準の見直しに対応するよう関係条文を整備するものです。

以上、専決処分を行いました議案第3号から議案第6号について、一括してご説明申し上げます。

ご審議のうえ、ご承認くださいますようお願い申し上げます。

議案第 7 号 専決処分の承認を求めることについて

(令和5年度美浦村一般会計補正予算(第9号))

(議案書59～67ページ)

議案第7号 専決処分の承認を求めることについて、ご説明申し上げます。

議案書の60ページをお開きください。

本案は、令和5年度美浦村一般会計補正予算(第9号)を、地方自治法第179条第1項の規定により3月29日に専決処分を行いましたので、同条第3項に基づきご報告をするとともに、ご承認をお願いするものでございます。

それでは、専決処分を行った令和5年度美浦村一般会計補正予算(第9号)について、ご説明申し上げます。

始めに、第1条の歳入歳出予算の補正の額でございますが、歳入歳出予算の総額にそれぞれ6,354万3千円を追加しまして、歳入歳出予算の総額を84億4,327万1千円とするものでございます。

次に、第2条の繰越明許費の補正では、美浦村統合小学校建設事業として、年度内に完了できない不動産鑑定業務委託料について、翌年度へ繰り越しの設定をいたしております。

それでは、補正予算事項別明細書に基づき、ご説明申し上げます。

最初に歳出予算から申し上げます。

67ページをお開きください。

総務費について申し上げます。

総務管理費の企画費では、ふるさと応援寄附金事業費で、総額2,025万7千円の増額補正をお願いいたしております。

この補正は、美浦村ふるさと応援寄附金で4,300万円の増収を見込み、返礼品

代となります記念品代、公金払い手数料、システム使用料につきまして、増額補正をお願いするものであります。

応援基金費では、只今説明いたしました、美浦村ふるさと応援寄附金で4,300万円の増収分は基金に積み立てることとなりますので、基金積立額4,300万円の増額補正をお願いいたしております。

続いて、教育費について申し上げます。

小学校費の学校管理費では、美浦村統合小学校建設事業費で、統合小学校の建設に伴い、駐車場等の土地を取得する必要が生じた際の土地鑑定委託料として、28万6千円増額補正後、全額繰越しいたしております。

続きまして、歳入予算について、ご説明申し上げます。

前にお戻りいただきまして、66ページをお開きください。

寄附金について申し上げます。

寄附金の指定寄付金では、歳出予算でご説明しておりますとおり、美浦村ふるさと応援寄附金の見込み額の増に伴い、4,300万円の増額補正をいたしております。

続いて、繰入金について申し上げます。

基金繰入金の財政調整基金繰入金では、今回の補正の財源調整分として、2,054万3千円の増額補正をいたしております。

以上、専決処分を行いました令和5年度美浦村一般会計補正予算（第9号）について、ご説明申し上げます。

専決処分につきまして、ご承認をお願いいたします。

議案第 8 号 美浦村農業委員会委員の任命について
議案第 9 号 美浦村農業委員会委員の任命について
議案第10号 美浦村農業委員会委員の任命について
議案第11号 美浦村農業委員会委員の任命について
議案第12号 美浦村農業委員会委員の任命について
議案第13号 美浦村農業委員会委員の任命について
議案第14号 美浦村農業委員会委員の任命について
議案第15号 美浦村農業委員会委員の任命について

（議案書68～75ページ）

議案第8号から議案第15号 美浦村農業委員会委員の任命についてご説明申し上げます。

本議案につきましては、農業委員会等に関する法律の改正により、農業委員は村長が議会の同意を得て任命することとなっており、現在の農業委員の任期が令和6年7月28日まででありますことから、農業委員8名の任命につきまして、議会の同意を求めるものであります。

それでは、議案第8号からご説明申し上げます。

68ページをお開きください。

清原 幹雄（きよはら みきお）氏は布佐に在住の認定農業者で、「美浦村認定農業者の会」の推薦により応募されました。

今回、新たに任命する方でございます。

次に、議案第9号についてご説明申し上げます。

次ページをお開きください。

松本 博志（まつもと ひろし）氏は土屋に在住の認定農業者で、「美浦村認定農業者の会」の推薦により応募されました。

平成30年より現在まで、美浦村農業委員を2期6年務めておられます。

次に、議案第10号についてご説明申し上げます。

次ページをお開きください。

羽成 浩之（はなり ひろゆき）氏は木原に在住の認定農業者で、「美浦村認定農業者の会」の推薦により応募されました。

今回、新たに任命する方でございます。

次に、議案第11号についてご説明申し上げます。

次ページをお開きください。

武田 誠一（たけだ せいいち）氏は牛込に在住の認定農業者で、「美浦村認定農業者の会」の推薦により応募されました。

令和3年より現在まで、農地利用最適化推進委員を1期3年務めておられ、今回、新たに農業委員へ任命する方でございます。

次に、議案第12号についてご説明申し上げます。

次ページをお開きください。

松本 慎也（まつもと しんや）氏は山内に在住の認定農業者で、「美浦村認定農業者の会」の推薦により応募されました。

今回、新たに任命する方でございます。

次に、議案第13号についてご説明申し上げます。

次ページをお開きください。

羽成 洋子（はなり ようこ）氏は木原に在住の方で、「水郷つくば農業協同組合」の推薦により応募されました。

今回、新たに任命する方でございます。

次に、議案第14号についてご説明申し上げます。

次ページをお開きください。

松本 美智子（まつもと みちこ）氏は山内に在住の方で、個人からの推薦により応募されました。

令和５年５月、農業委員に欠員が生じたことから、追加募集により任命され、令和５年１０月より現在まで、美浦村農業委員を８か月務めておられます。

最後に、議案第１５号についてご説明申し上げます。

次ページをお開きください。

糸賀 達男（いとが たつお）氏は受領に在住の方で、自薦により応募されました。

今回、新たに任命する方でございます。

なお、農業委員の任命に当たり、農業委員会等に関する法律第８条第６項の規定により、農業委員会の所掌（しよしょう）に属する事項に関し利害関係を有しない者が含まれるようにしなければならない、とされていることから、農業に利害関係を有しない同氏を任命するものでございます。

なお、個別の経歴等につきましては、別紙資料をご参照くださいますようお願いいたします。

以上、議案第８号から議案第１５号 美浦村農業委員会委員の任命について、一括してご説明申し上げます。

ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

議案第１６号 茨城県後期高齢者医療広域連合規約の一部変更に関する協議について

（議案書７６・７７ページ）

議案第１６号 茨城県後期高齢者医療広域連合規約の一部変更に関する協議についてご説明申し上げます。

議案書の７６、７７ページをお開きください。

本案は、茨城県内全市町村をもって組織する茨城県後期高齢者医療広域連合において、規約の一部に変更が生じたため、地方自治法第２９１条の１１の規定により議会の議決を求めるものでございます。

変更の主な内容は、本年１２月２日以降、現行の被保険者証廃止に伴い、市町村において行う事務のうち、被保険者証等に関する事務を改正するほか、市町村が負担する共通経費負担金の算定基礎の基準日等について整理を行うものです。

以上、議案第１６号 茨城県後期高齢者医療広域連合規約の一部変更に関する協議について、ご説明申し上げます。

ご審議のうえ、ご承認くださいますようお願い申し上げます。

議案第 17 号 美浦村特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

(議案書 78・79 ページ)

議案第 17 号 美浦村特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例につきましてご説明申し上げます。

議案書の 78、79 ページをお開きください。

この条例改正は、美浦村まち・ひと・しごと創生有識者会議を設置するため、美浦村特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正するものであります。

この美浦村まち・ひと・しごと創生有識者会議は、今年度の第 7 次美浦村総合計画後期基本計画の策定に伴い、総合計画の重点戦略に位置付けられている第 2 次まち・ひと・しごと創生総合戦略につきましても後期計画を策定するため、設置するものであります。

以上、議案第 17 号 美浦村特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

ご審議のうえ、ご承認くださいますようお願い申し上げます。

議案第 18 号 美浦村税条例の一部を改正する条例

(議案書 80・81 ページ)

議案第 18 号 美浦村税条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

議案書の 81、81 ページをお開きください。

本案は、「令和 6 年度税制改正大綱」を踏まえた「地方税法等の一部を改正する法律」が、令和 6 年 3 月 30 日に内閣府より公布され、4 月 1 日から施行されていることに伴い、本村税条例の改正が必要な項目について、改正するものです。

今回の改正は、公益信託の見直しに伴う所得税法の規定の見直しに伴う規定の整備を行うものです。

以上、議案第 18 号 美浦村税条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

ご審議のうえ、ご承認くださいますようお願い申し上げます。

議案第 19 号 美浦村家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

(議案書 82・83 ページ)

議案第 19 号 美浦村家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

議案書の 82、83 ページをお開きください。

こちらの条例につきましては、参酌しております内閣府令の「児童福祉施設の設備

及び運営に関する基準及び家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準」が改正にされたことに伴い、「美浦村家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例」に所要の改正が必要となったため、該当箇所の改正を行うものでございます。

以上、議案第19号 美浦村家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

ご審議のうえ、ご承認くださいますようお願い申し上げます。

議案第20号 公の施設の指定管理者の指定について（大山マリーナ）

（議案書84ページ）

議案第20号 公の施設の指定管理者の指定（大山マリーナ）について、ご説明を申し上げます。

議案書の84ページをお開きください。

本案は、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき、エバークリーン株式会社を引き続き大山マリーナの指定管理者として指定するものでございます。

また、指定管理の期間は令和6年7月1日より令和9年3月31日までの2年9か月とし、詳細につきましては協定書の締結により決定する予定でございます。

以上、議案第20号 公の施設の指定管理者の指定（大山マリーナ）についてご説明申し上げます。

ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

議案第21号 令和6年度美浦村一般会計補正予算（第1号）

（議案書85～101ページ）

議案第21号、令和6年度美浦村一般会計補正予算（第1号）につきましてご説明申し上げます。

議案書の85ページをお開きください。

初めに、第1条の歳入歳出予算の補正の額でございますが、歳入、歳出それぞれ1億985万7千円を追加いたしまして、歳入歳出予算の総額を、それぞれ88億4,985万7千円とするものでございます。

今回の補正は、令和6年度当初予算の編成時期の関係から、当初予算に組み込むことができなかったもの、また、その後必要が生じた事項で早急な予算措置が必要になったものにつきまして、計上をいたしております。

次に、第2条の債務負担行為の補正では、現契約が本年度末に終了する業務委託料について、2件の追加をいたしております。

債務負担行為の補正につきまして、ご説明申し上げます。

88ページをお開きください。

初めに、基幹系及び内部情報系システムのクラウド環境での運用に伴う経費として、自治体クラウドサービス利用料の設定をお願いいたしております。

次に、木原城山児童館及び大谷時計台児童館に係る指定管理委託料の設定をお願いいたしております。

それでは、特に補正額の大きなものにつきまして、補正予算事項別明細書に基づきご説明申し上げます。

最初に、歳出予算から申し上げます。

92ページをお開きください。

総務費について申し上げます。

総務管理費の一般管理費では、職員給与関係経費で、6月末に退職する職員の退職手当特別負担金として、409万5千円の計上をお願いいたしております。

同じく、総務管理費の一般管理費では、社会保障・税番号制度管理負担金で、387万6千円の増額をお願いいたしております。こちらは、地方公共団体情報システム機構が整備・運用する中間サーバー・プラットフォームの、次期システム移行に伴う経費に係る負担金について、計上するものとなっております。

なお、財源につきましては、全額国庫支出金となっております。

同じく、総務管理費の文書広報費では、庁用文書等費で、2件の業務委託料の計上をお願いいたしております。

初めに、番号法改正に伴う例規整備支援業務委託料として、110万円の計上をお願いいたしております。こちらは、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の改正に伴い、マイナンバーの利用範囲の拡大及びマイナンバーと健康保険証の一体化に関して例規の改正等が必要となるため、当該改正等の支援を委託する費用の計上となっております。

次に、個人情報保護法制度関連対応支援業務委託料として、187万円の計上をお願いいたしております。こちらは、個人情報の保護に関する法律の改正に伴い、個人情報ファイル簿の整備が必要となるため、当該整備の支援を委託する費用の計上となっております。

同じく、総務管理費の企画費では、企画事務費で、案内看板設置工事費として、105万6千円の計上をお願いいたしております。こちらは、国道125号バイパスの4車線化に伴い撤去しておりましたみほ一すのカントリーサインを移設するための経費の計上をするものとなっております。

続いて、民生費について申し上げます。

社会福祉費の老人福祉費では、介護保険特別会計繰出金で、128万5千円の増額をお願いいたしております。こちらは、要介護認定調査員の増員に伴う報酬等の計上となっております。通達により、新型コロナウイルス感染拡大防止のため省略していた面会調査を再開することとなったため、増員をお願いするものです。

続いて、衛生費について申し上げます。

保健衛生費の予防費では、予防接種事業費で、風しん抗体検査の勧奨に係る経費として、総額37万5千円の増額をお願いいたしております。こちらは、国からの要請

に基づき、風しん抗体検査クーポン券の使用が確認できない対象者に対する再勧奨を行うための通知等を作成及び送付するためのものです。

なお、財源につきましては、2分の1が国庫支出金となっております。

続いて、農林水産業費について申し上げます。

農業費の農業振興費では、農業振興推進事業費で、地域計画策定業務委託料として、235万4千円の計上をお願いいたしております。こちらは、農業経営基盤強化促進法の改正に伴い、将来の農地利用の姿を明確化し、農地の集約化を進める「地域計画」の策定が必要となるため、当該策定を委託する費用の計上となっております。

なお、本計画は令和4年度に公表いたしました「人・農地プラン」を、より発展させるものです。

財源につきましては、117万円が県支出金となっております。

同じく、農業費の農地費で、土地改良振興事業費では、総額3,311万3千円の増額をお願いいたしております。こちらは、全国土地改良事業団体連合会の助成制度である、土地改良施設維持管理適正化事業交付金を活用して、興津地区土地改良整理組合の井戸ポンプの改修事業を実施するものとなっております。当該助成制度を活用するにあたり、興津地区土地改良整理組合が事業実施主体となる要件を満たしていないことから、村が組合を代行して事業実施主体となるものです。

なお、財源につきましては、総事業費の9割が土地改良施設維持管理適正化事業交付金及び興津地区土地改良整理組合の負担金となり、1割は一般財源となっております。

続いて、商工費について申し上げます。

商工費の観光費では、観光振興事業費で、総額362万2千円の増額をお願いいたしております。特に補正額の大きいものにつきまして、3点ご説明申し上げます。

初めに、ゲーム及び漫画のキャラクターを活用し、観光振興及びイメージアップを図るため、IP活用観光大使関連事業等に係る消耗品費として205万5千円の増額をお願いいたしております。

次に、直売所グランドオープンイベントに係る委託料として82万5千円の計上をお願いいたしております。

次に、シン・いばらきメシ総選挙事業に係る補助金として34万2千円の増額をお願いいたしております。こちらは、令和6年10月に茨城県が実施する観光イベント「シン・いばらきメシ総選挙2024～市町村対抗いばらき最強グルメ決定戦～」に参加する事業者に対し、観光協会を通じて補助を行うものとなっております。

続いて、土木費について申し上げます。

道路橋梁費の道路新設改良費では、道路新設改良事業費で、工作物補償金として1,351万9千円の増額をお願いいたしております。こちらは、統合小学校周辺道路整備事業における村道拡幅工事にあたって支障となる、井戸・立木等の工作物の移設補償金の増額をお願いするものとなっております。

続いて、消防費について申し上げます。

消防費の非常備消防費では、消防団運営費で、令和５年度自治消防団員退職者１１名分の退職報奨金４８８万９千円の増額をお願いいたしております。長年にわたり地域の消防防災活動にご尽力いただきました消防団員の方々には、改めまして敬意を表しますと共に、感謝を申し上げる次第であります。

同じく、消防費の災害対策費では、屋外防災行政無線管理費で、システム改修委託料として、１４３万３千円の計上をお願いいたしております。こちらは、Google社が発表したなりすましメール対策の仕様の影響により、美浦村防災メールを村民に支障なく送信するためにシステムの設定変更が必要となったため、当該変更業務を委託するものとなっております。

続いて、教育費について申し上げます。

小学校費の学校管理費では、小学校施設管理費で、特定建築物定期調査報告業務委託料として、３０５万８千円の計上をお願いいたしております。こちらは、建築基準法第１２条第１項により義務付けられている特定建築物等定期調査報告が１２月までに必要となるため、計上をお願いするものです。

同じく、小学校費の学校管理費では、美浦村統合小学校駐車場等周辺整備事業費で、総額３，０７４万円の計上をお願いいたしております。こちらは、統合小学校の駐車場及び送迎スペース等を新たに確保するための経費の計上となっております。内訳としましては、遠方の地権者と用地交渉及び手続をするための旅費等が総額１０万２千円、土地購入費が３，０６３万８千円となっております。

同じく、中学校費の学校管理費では、中学校施設管理費で、特定建築物定期調査報告業務委託料として、１４０万８千円の計上をお願いいたしております。こちらは、先ほど小学校費でご説明した事業と同様のものとなりますので、ご説明は省略させていただきます。

同じく、保健体育費の光と風の丘公園管理費では、光と風の丘公園管理費で、野球場汚水ポンプ及び制御盤改修工事費として、９９万円の計上をお願いいたしております。こちらは、汚水ポンプ等の破損により、野球場のトイレが使用不可となっているため、修繕が必要となっているものです。

ここまで主な歳出の補正項目につきましてご説明申し上げます。

続きまして、歳入予算について申し上げます。

前にお戻りいただきまして、９１ページをお開きください。

初めに、国庫支出金について申し上げます。

国庫補助金の総務費国庫補助金では、社会保障・税番号制度システム整備費補助金として３８７万６千円を計上いたしております。

同じく、国庫補助金の衛生費国庫補助金では、感染症予防事業費等補助金として１８万７千円を増額いたしております。

続いて、県支出金について申し上げます。

県補助金の農林水産業費県補助金では、地域計画策定推進緊急対策事業補助金として、１１７万円を計上いたしております。

続いて、繰入金について申し上げます。

基金繰入金の財政調整基金繰入金では、今回の歳入歳出補正予算の財源の調整分といたしまして、６，９７９万６千円の増額補正をいたしております。

続いて、諸収入について申し上げます。

雑入の消防団員退職報償金では、歳出予算の中で説明いたしました退職消防団員に対する報奨金の財源として、４８８万９千円の増額補正をいたしております。

同じく、雑入では、歳出予算の中でご説明いたしました土地改良施設維持管理適正化事業に係る交付金等で、総額２，９９３万９千円を計上いたしております。内訳としましては、全国土地改良事業団体連合会からの交付金が１，９７１万円、興津地区土地改良整理組合の負担分が１，０２２万９千円となっております。

以上、今回の令和６年度美浦村一般会計補正予算（第１号）の主な概要について、ご説明申し上げます。

ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

議案第２２号 令和６年度美浦村国民健康保険特別会計補正予算（第１号）

（議案書１０２～１０９ページ）

議案第２２号 令和６年度美浦村国民健康保険特別会計補正予算（第１号）についてご説明申し上げます。

議案書の１０２ページをお開きください。

初めに、第１条の歳入歳出予算の補正の額でございますが、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ８８万円を増額し、補正後の予算総額を１６億５，９８８万円とするものでございます。

次に、第２条の債務負担行為の設定では、自治体クラウドサービス利用契約が本年度末に終了となることから、債務負担の期間を令和７年度から令和１１年度まで、限度額を１，９１０万９千円の設定をお願いいたしております。

それでは、補正予算の内容につきまして、事項別明細書により、歳出からご説明申し上げます。

１０９ページをお開きください。

総務費について申し上げます。

総務管理費の一般管理費では、国民健康保険事務費で現行の健康保険証廃止に伴い、資格確認書等を交付するためのシステム改修費として８８万円の増額補正をいたしております。

次に、歳入についてご説明申し上げます。

前にお戻りいただきまして、１０８ページをお開きください。

国庫支出金について申し上げます。

国庫補助金の社会保障・税番号制度システム整備費補助金では、歳出の国民健康保険事務費で計上しましたシステム改修費の補助金として８８万円の増額補正をいたしております。

以上、今回の令和６年度美浦村国民健康保険特別会計補正予算（第１号）につきまして、ご説明申し上げます。

ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

議案第２３号 令和６年度美浦村介護保険特別会計補正予算（第１号）

（議案書１１０～１２４ページ）

議案第２３号 令和６年度美浦村介護保険特別会計補正予算（第１号）につきまして、ご説明申し上げます。

議案書の１１０ページをお開きください。

第１条の歳入歳出予算の補正の額でございますが、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ１２８万５千円を増額し、補正後の予算総額を１４億７，３２８万５千円とするものでございます。

次に、第２条の債務負担行為の設定につきましては、自治体クラウドサービス利用契約が本年度末に終了となることから、債務負担の期間を令和７年度から令和１１年度まで、限度額を１，２８３万４千円とするものでございます。

それでは、補正予算の内容につきまして、事項別明細書により、保険事業勘定の歳出からご説明申し上げます。

１１７ページをお開きください。

総務費、総務管理費、一般管理費の介護保険事務費では、介護認定更新手続きに係る新型コロナウイルス感染拡大防止の特別措置がなくなり、増加した介護認定調査業務を遂行するために雇用した会計年度任用職員１名の人件費について、報酬で１００万５千円、職員手当等で２３万３千円、旅費の費用弁償で４万７千円、合計１２８万５千円の増額補正をお願いするものです。

次に、保険事業勘定の歳入についてご説明申し上げます。

１１６ページをお開きください。

繰入金の一般会計繰入金、職員給与費等繰入金では歳出の介護保険事務費で計上いたしました人件費１２８万５千円の増額補正をお願いするものです。

以上、今回の令和６年度美浦村介護保険特別会計補正予算（第１号）につきまして、ご説明申し上げます。

ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

議案第２４号 令和６年度美浦村後期高齢者医療特別会計補正予算（第１号）

（議案書１２５・１２６ページ）

議案第24号 令和6年度美浦村後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）についてご説明申し上げます。

議案書の125ページをお開きください。

今回の補正予算につきましては、債務負担行為の設定1件をお願いするものでございます。

それでは、補正予算の内容につきまして、第1表 債務負担行為により、ご説明申し上げます。

次のページをお開きください。

債務負担行為の設定では、自治体クラウドサービス利用契約が本年度に終了となることから、債務負担の期間を令和7年度から令和11年度まで、限度額を372万5千円の設定をお願いいたしております。

以上、今回の令和6年度美浦村後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）につきまして、ご説明申し上げます。

ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

議案第25号 令和6年度美浦村水道事業会計補正予算（第1号）

（議案書127ページ）

議案第25号 令和6年度美浦村水道事業会計補正予算（第1号）につきまして、ご説明申し上げます。

議案書の127ページをお開きください。

第2条の債務負担行為の設定では、本年度内に契約するもので、契約期間が次年度以降になる委託料等について、債務負担行為の設定をお願いしております。

以上、今回の令和6年度美浦村水道事業会計補正予算（第1号）につきまして、ご説明申し上げます。

ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

議案第26号 令和6年度美浦村下水道事業会計補正予算（第1号）

（議案書128ページ）

議案第26号 令和6年度美浦村下水道事業会計補正予算（第1号）につきまして、ご説明申し上げます。

議案書の128ページをお開きいただきたいと思います。

第2条の債務負担行為の設定では、本年度内に契約するもので、契約期間が次年度以降になる委託料等について、債務負担行為の設定をお願いしております。

以上、今回の令和6年度美浦村下水道事業会計補正予算（第1号）につきまして、ご説明申し上げます。

ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。